

④手形行為と利益相反取引～最判昭 46. 10. 13 【百選 57】

【論述例】

本件手形の所持人Xは、Y社に対して、手形金支払請求をすると考えられる。

これに対して、Y社としては、Y社が取締役Aに対してした本件手形の振出しが利益相反取引（356条1項2号）に当たり、Y社取締役会の承認を欠く本件手形の振出しが無効であるから、手形金支払債務を負わない旨を反論すると考えられる。

(1) 手形の振出しが「取引」（356条1項2号）該当性

この点について、本件手形は、Y社が、その取締役であるAに対して振り出したものであるため、取締役Aが自己のためにY社と取引したといい得る。

もつとも、同号の「取引」とは、会社と取締役との間の利益が相反する取引をいうと解される。ところが、手形は決済手段として用いられるものであるため、手形の振出しが、単なる債務の履行にすぎず会社に不利益をもたらすものでないとして、同号の「取引」に当たらないのではないか。

ア そもそも、手形の振出しが、取引の決済手段として利用されるのみならず、簡易かつ有効に信用を与えるための手段としても用いられる。そして、手形の振出人は、振出しによって手形金債務という原因関係とは別個の新たな債務を負担することとなり、しかもその手形金債務は、举証責任の加重、抗弁の切断、不渡り処分の危険等を伴うことから、原因関係上の債務よりも一層厳格な支払義務といえる。

そうだとすれば、手形の振出しが、会社は原因債務とは別個の厳格な責任を負わされる一方で、取締役は信用を享受できる利益を得るのであるから、手形の振出しが、356条1項2号の「取引」に当たり得ると解する。

そして、利益相反取引該当性の問題は手形取引安全を図る場面ではなくむしろ会社保護を問題とする場面であるため、利益相反関係にあるか否かは、手形行為の無因性にかかわらず手形上の記載によるべきではなく、現実に行為をした当事者を基準として実質的に判断すべきと解する。

イ これを本件についてみると、取締役Aは、Y社による手形の振出しにより信用を供与されて、金融上の便宜を受けられるようになる利益を得る。他方で、Y社は、手形債務という厳格な債務を負担することとなる不利益を被ることになるため、その実質を見ればAとY社との間に利益相反関係があるといえる。

ウ したがって、Aへの本件手形の振出しが356条1項2号の「取引」に当たり、これを行うためにはY社取締役会の承認が必要である。

(2) 取締役会の承認を欠いた手形の振出しが効力

それにもかかわらず、Aへの本件手形の振出しがY社取締役会の承認がないことから、本件手形の振出しが無効とならないか。取締役会決議を欠く利益相反取引の効力が問題となる。

ア そもそも、365条1項・356条1項2号の趣旨は、利益相反取引が会社の利益を害するおそれのある取引であることから、かかる取引につき取締役会

の承認を要求することで会社の利益を保護する点にある。かかる会社保護の趣旨からすれば、取締役会の承認を欠く利益相反取引は、会社・取締役間では無効であると解する。

もっとも、第三者との関係でまで取引が常に無効となると解すると、第三者の取引の安全が害される。そこで、会社が第三者に対して利益相反取引の無効を主張するためには、当該取引が利益相反取引であり、かつ、取締役会の承認がないことについて、第三者が悪意であることを立証しなければならないと解する。

イ これを本件についてみると、Xは、Aから本件手形を取得する際、本件手形の振出しにつきY社取締役会の承認がなかったことを知らなかつた。

ウ したがつて、Y社は、本件手形の振出しの無効を主張することはできない。

(3) よつて、Xによる請求は認められる。